四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十八年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円））の二・七月分に相当する金額とする。

五　法第百二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十八年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

3　平成二十九年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次の各号に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十八年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十八年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二四・八一
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二一・八五
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二〇・六二
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	一九・七二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一八・六一
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一七・九六
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一七・七〇
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一六・六二
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一五・六四

四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円））の二・七月分に相当する金額とする。

五　法第百二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十七年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

3　平成二十八年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次の各号に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二四・七七
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二一・八二
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二〇・五九
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	一九・七〇
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一八・五八
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一七・九三
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一七・六七
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一六・六〇
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一五・六二